

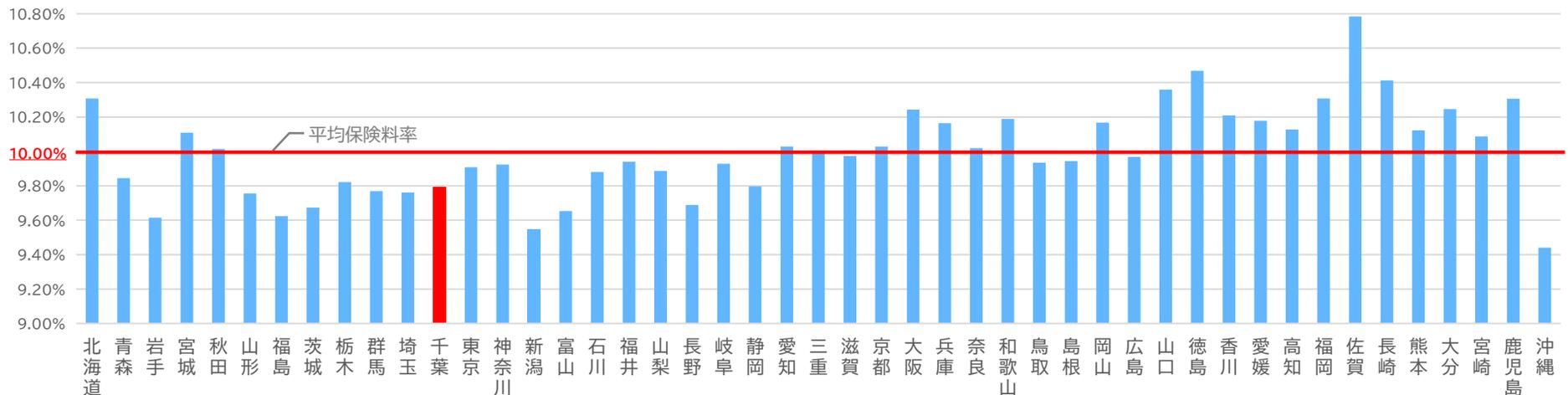
令和 7 年度都道府県単位保険料率について

令和7年度 都道府県単位保険料率の決定について

令和7年度都道府県単位保険料率

■ 保険料率が全国平均より「高い」支部
■ 保険料率が全国平均より「低い」支部

北海道	10.31%	東京都	9.91%	滋賀県	9.97%	香川県	10.21%
青森県	9.85%	神奈川県	9.92%	京都府	10.03%	愛媛県	10.18%
岩手県	9.62%	新潟県	9.55%	大阪府	10.24%	高知県	10.13%
宮城県	10.11%	富山県	9.65%	兵庫県	10.16%	福岡県	10.31%
秋田県	10.01%	石川県	9.88%	奈良県	10.02%	佐賀県	10.78%
山形県	9.75%	福井県	9.94%	和歌山県	10.19%	長崎県	10.41%
福島県	9.62%	山梨県	9.89%	鳥取県	9.93%	熊本県	10.12%
茨城県	9.67%	長野県	9.69%	島根県	9.94%	大分県	10.25%
栃木県	9.82%	岐阜県	9.93%	岡山県	10.17%	宮崎県	10.09%
群馬県	9.77%	静岡県	9.80%	広島県	9.97%	鹿児島県	10.31%
埼玉県	9.76%	愛知県	10.03%	山口県	10.36%	沖縄県	9.44%
千葉県	9.79%	三重県	9.99%	徳島県	10.47%		



適用時期

令和7年3月分(任意継続被保険者にとっては、同年4月分)の保険料額から適用する。

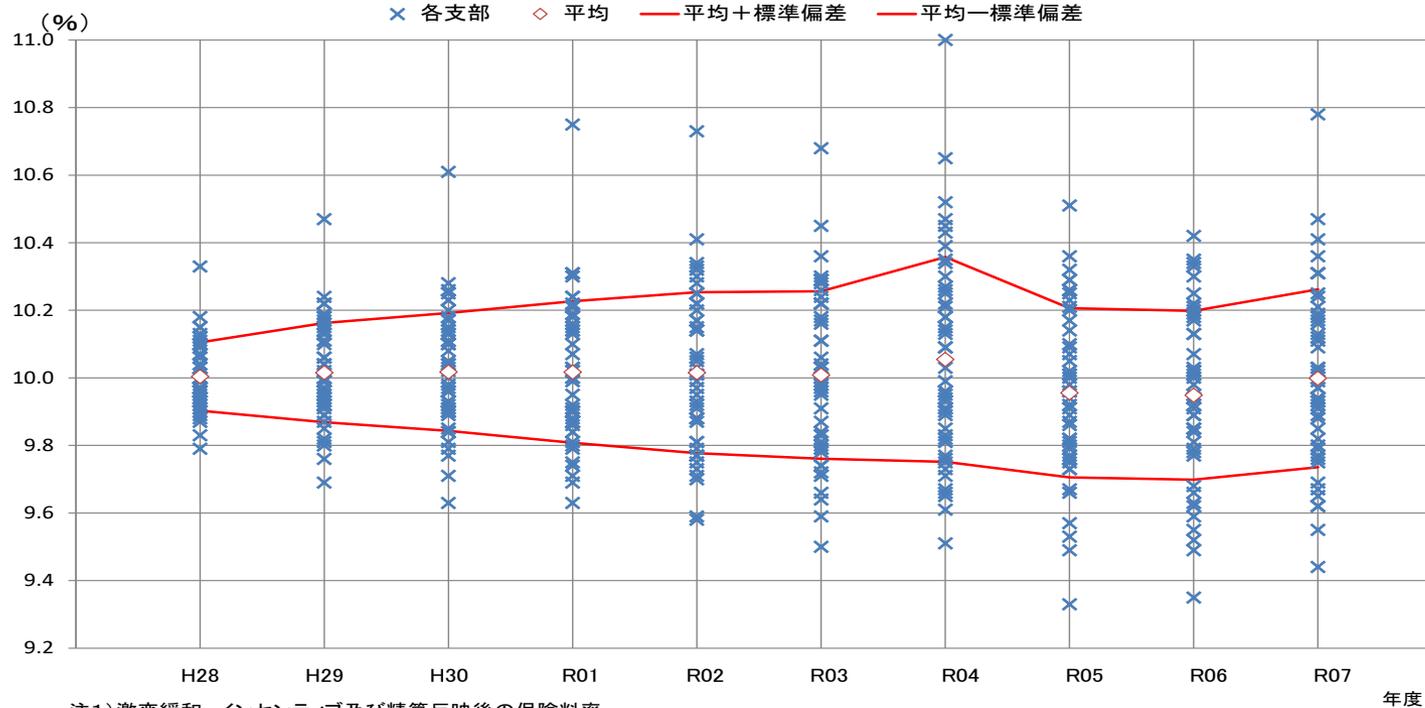
(参考)令和7年度都道府県単位保険料率の令和5年度からの変化

	令和6年度 保険料率 (a)	令和7年度 保険料率 (b)	現在からの変化分
			(b)-(a)
全 国	10.00	10.00	0.00
1 北 海 道	10.21	10.31	+0.10
2 青 森	9.49	9.85	+0.36
3 岩 手	9.63	9.62	▲0.01
4 宮 城	10.01	10.11	+0.10
5 秋 田	9.85	10.01	+0.16
6 山 形	9.84	9.75	▲0.09
7 福 島	9.59	9.62	+0.03
8 茨 城	9.66	9.67	+0.01
9 栃 木	9.79	9.82	+0.03
10 群 馬	9.81	9.77	▲0.04
11 埼 玉	9.78	9.76	▲0.02
12 千 葉	9.77	9.79	+0.02
13 東 京	9.98	9.91	▲0.07
14 神 奈 川	10.02	9.92	▲0.10
15 新 潟	9.35	9.55	+0.20
16 富 山	9.62	9.65	+0.03
17 石 川	9.94	9.88	▲0.06
18 福 井	10.07	9.94	▲0.13
19 山 梨	9.94	9.89	▲0.05
20 長 野	9.55	9.69	+0.14
21 岐 阜	9.91	9.93	+0.02
22 静 岡	9.85	9.80	▲0.05
23 愛 知	10.02	10.03	+0.01

	令和6年度 保険料率 (a)	令和7年度 保険料率 (b)	現在からの変化分
			(b)-(a)
24 三 重	9.94	9.99	+0.05
25 滋 賀	9.89	9.97	+0.08
26 京 都	10.13	10.03	▲0.10
27 大 阪	10.34	10.24	▲0.10
28 兵 庫	10.18	10.16	▲0.02
29 奈 良	10.22	10.02	▲0.20
30 和 歌 山	10.00	10.19	+0.19
31 鳥 取	9.68	9.93	+0.25
32 島 根	9.92	9.94	+0.02
33 岡 山	10.02	10.17	+0.15
34 広 島	9.95	9.97	+0.02
35 山 口	10.20	10.36	+0.16
36 徳 島	10.19	10.47	+0.28
37 香 川	10.33	10.21	▲0.12
38 愛 媛	10.03	10.18	+0.15
39 高 知	9.89	10.13	+0.24
40 福 岡	10.35	10.31	▲0.04
41 佐 賀	10.42	10.78	+0.36
42 長 崎	10.17	10.41	+0.24
43 熊 本	10.30	10.12	▲0.18
44 大 分	10.25	10.25	0.00
45 宮 崎	9.85	10.09	+0.24
46 鹿 児 島	10.13	10.31	+0.18
47 沖 縄	9.52	9.44	▲0.08

都道府県単位保険料率（激変緩和、インセンティブ及び精算反映後）の推移

都道府県単位保険料率の標準偏差は、ここ数年は同水準で推移している。



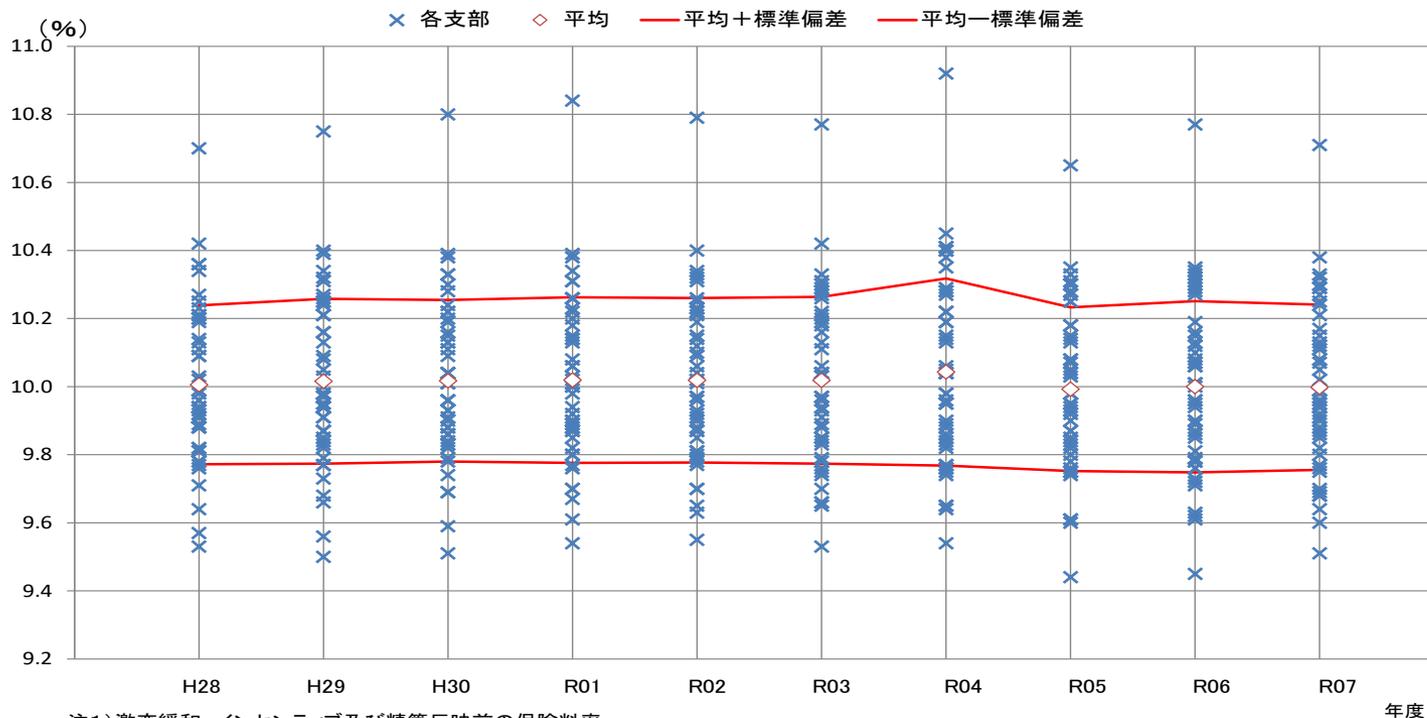
注1) 激変緩和、インセンティブ及び精算反映後の保険料率。
 注2) 「平均」は47支部の単純平均であり、全国平均(総報酬による加重平均)とは異なる。

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
平均	10.00	10.02	10.02	10.02	10.02	10.01	10.05	9.96	9.95	10.00
標準偏差	0.101	0.147	0.174	0.209	0.238	0.248	0.303	0.250	0.250	0.263
最高料率	10.33	10.47	10.61	10.75	10.73	10.68	11.00	10.51	10.42	10.78
最低料率	9.79	9.69	9.63	9.63	9.58	9.50	9.51	9.33	9.35	9.44
最高料率-最低料率	0.54	0.78	0.98	1.12	1.15	1.18	1.49	1.18	1.07	1.34

※標準偏差とは、平均値からのばらつき具合を測る指標。値が大きくなるほど、ばらつきは大きい。

都道府県単位保険料率（激変緩和、インセンティブ及び精算反映前）の推移

激変緩和、インセンティブ及び精算を反映する前の都道府県単位保険料率は、医療費の地域差のみが反映された料率となる。比較すると、標準偏差及び最高料率と最低料率の差は10年間同水準で推移している。



注1) 激変緩和、インセンティブ及び精算反映前の保険料率。
 2) 「平均」は47支部の単純平均であり、全国平均（総報酬による加重平均）とは異なる。

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
平均	10.01	10.02	10.02	10.02	10.02	10.02	10.04	9.99	10.00	10.00
標準偏差	0.233	0.242	0.237	0.243	0.242	0.245	0.275	0.240	0.252	0.243
最高料率	10.70	10.75	10.80	10.84	10.79	10.77	10.92	10.65	10.77	10.71
最低料率	9.53	9.50	9.51	9.54	9.55	9.53	9.54	9.44	9.45	9.51
最高料率-最低料率	1.17	1.26	1.29	1.31	1.24	1.24	1.38	1.22	1.31	1.20

※標準偏差とは、平均値からのばらつき具合を測る指標。値が大きくなるほど、ばらつきは大きい。

参考資料

これまでの激変緩和率の経緯

- 協会けんぽは、医療費適正化の観点から、都道府県単位に医療費の高低に応じて保険料率を設定している。
- 協会発足時は同じ保険料率であったことから、令和元年度までは、都道府県間の保険料率の差を縮小するため、都道府県単位保険料率（激変緩和前）と平均保険料率の差に激変緩和率を乗じた保険料率（激変緩和後）を用いている。
- 協会設立直後（平成21年度）の激変緩和率は、1/10。
- 平成22年度～24年度については、保険料率を引き上げるとともに、激変緩和率についても、支部間で変動幅が大きくなならないように配慮し、0.5/10ずつ引き上げてきた。
- 一方で、平成25年度・26年度については、激変緩和期間を29年度から31年度（令和元年度）まで2年延長したこともあり、保険料率を据え置くとともに、激変緩和率も据え置いた。
- 27年度の拡大幅は10分の0.5として、激変緩和率は10分の3.0で設定。
- 28年度～31年度の拡大幅は10分の1.4として、平成31年度の激変緩和率は10分の8.6で設定。
- 令和2年度の拡大幅は10分の1.4として、解消期限どおりに激変緩和措置を解消。

